

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第八号

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

奈良県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三月奈良県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「奈良県後期高齢者医療広域連合」の下に「（以下「広域連合」という。）
」を加える。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（処分の特例）

2 基金は、当分の間、第一条及び第六条の規定にかかわらず、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に充てる場合に、予算の定めるところにより処分することができる。

附則

この条例は、公布の日から施行する。